

○新潟県化製場等に関する法律施行条例

昭和59年7月10日

新潟県条例第47号

〔新潟県へい獣処理場等の構造設備の基準等に関する条例〕をここに公布する。

新潟県化製場等に関する法律施行条例

(平2条例12・平14条例75・改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平14条例75・全改)

(化製場等の構造設備の基準)

第2条 法第4条の規定による化製場の構造設備の基準は、[別表第1](#)のとおりとする。

2 法第4条の規定による死亡獣畜取扱場の構造設備の基準は、[別表第2](#)のとおりとする。

(平2条例12・一部改正)

(化製場等の管理者の講ずべき衛生措置)

第3条 法第5条第4号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。ただし、土地の状況又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場の業態等により衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 死亡獣畜を24時間以内に処理すること。
- (2) 埋却した死亡獣畜を3年間発掘してはならないこと。

(平14条例75・追加)

(製造又は貯蔵の施設の構造設備の基準)

第4条 法第8条において準用する法第4条の規定による製造又は貯蔵の施設の構造設備の基準は、[別表第3](#)のとおりとする。

(平14条例75・旧第3条繰下)

(指定する区域の基準)

第5条 法第9条第1項の規定による知事が指定する区域の基準は、次の各号の一に該当する町又は字の区域とする。

- (1) 人口密度が1平方キロメートル当たりおおむね3,000人以上である町又は字
- (2) 市街的形態をなしている区域内にある戸数が全戸数のおおむね5割以上である町又は字
- (3) 観光地等であるため、特に清潔を保持することが必要な町又は字

(平14条例75・旧第4条繰下)

(許可が必要な動物の数)

第6条 法第9条第1項の規定による許可が必要な動物の数は、次の各号に掲げる動物の種類ごとに、当該各号に定める数とする。

- (1) 牛 1頭
- (2) 馬 1頭
- (3) 豚 1頭
- (4) めん羊 4頭
- (5) 山羊 4頭
- (6) 犬 10頭
- (7) 鶏(30日未満のひなを除く。) 100羽
- (8) あひる(30日未満のひなを除く。) 50羽

(平14条例75・旧第5条繰下)

(動物の飼養又は収容のための施設の構造設備の基準)

第7条 法第9条第2項の規定による動物の飼養又は収容のための施設の構造設備の基準は、[別表第4](#)のとおりとする。

(平14条例75・旧第6条繰下)

(手数料の納入)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める手数料を納めなければならない。

- (1) 法第3条第1項の規定により化製場の設置の許可を受けようとする者 化製場設置許可申請手数料 1件につき2万5,000円
- (2) 法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定により死亡獣畜取扱場(法第8条に規定する施設を含む。)の設置の許可を受けようとする者 死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料 1件につき1万6,000円
- (3) 法第9条第1項の規定により動物の飼養又は収容の許可を受けようとする者 動物の飼養又は収容の許可申請手数料 1件につき(1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき)8,000円

(平元条例21・平2条例12・平6条例12・平11条例13・一部改正、平14条例75・旧第7条)

線下、平16条例57・一部改正)

(手数料の免除)

第9条 知事は、公益上必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(平16条例57・追加)

(手数料の納入方法)

第10条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。

(平16条例57・追加)

(手数料の不還付)

第11条 既に納めた手数料は、還付しない。

(平16条例57・追加)

附 則

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第21号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第12号)

この条例は、へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律(平成元年法律第80号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成2年5月1日)

附 則(平成6年条例第12号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第13号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第75号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第57号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟県化製場等に関する法律施行条例の規定は、平成16年4月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

(平2条例12・旧別表第2線^上)

化製場の構造設備の基準

- (1) 原料貯蔵室及び化製室を有すること。
- (2) 原料貯蔵室及び化製室は、次の要件を備えること。
 - ア 床は、耐水性の材料で造られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
 - イ 内壁は、床面から1.2メートル以上の高さまで耐水性の材料で造られていること。
 - ウ 自然光線を十分に取り入れる構造であること。ただし、やむを得ない場合は、100ルクス以上の照明設備が設けられていること。
 - エ 洗浄用水及び熱湯を十分に供給できる給水設備及び給湯設備が設けられていること。
 - オ 臭気を処理できる装置が設けられていること。
 - カ ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。
- (3) 汚物保管設備及び汚水貯留槽又は汚水浄化装置(以下この表において「汚物処理施設」という。)を有すること。
- (4) 汚物保管設備及び汚水貯留槽は、耐水性の材料で造られ、かつ、密閉することができる構造であること。
- (5) 汚物処理施設の周辺で、汚物及び汚水が飛散するおそれがある地面は、耐水性の材料で覆われ、かつ、汚水貯留槽又は汚水浄化装置に通ずる排水溝が設けられていること。
- (6) 原料貯蔵室及び化製室から汚水貯留槽又は汚水浄化装置に通ずる排水溝が設けられていること。
- (7) 排水溝は、耐水性の材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。
- (8) 犬、猫等の侵入を防ぐ障壁が設けられていること。

別表第2(第2条関係)

(平2条例12・追加)

死亡獣畜取扱場の構造設備の基準

- (1) 死亡獣畜の解体を行う場合
 - ア 解体室を有すること。
 - イ 解体室は、次の要件を備えること。
 - (ア) 床は、耐水性の材料で造られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
 - (イ) 内壁は、床面から1.2メートル以上の高さまで耐水性の材料で造られていること。

- (ウ) 自然光線を十分に取り入れる構造であること。ただし、やむを得ない場合は、100ルクス以上の照明設備が設けられていること。
- (エ) 洗浄用水及び熱湯を十分に供給できる給水設備及び給湯設備が設けられていること。
- (オ) ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。
- ウ 汚物保管設備及び汚水貯留槽又は汚水浄化装置(以下この表において「汚物処理施設」という。)を有すること。
- エ 汚物保管設備及び汚水貯留槽は、耐水性の材料で造られ、かつ、密閉することができる構造であること。
- オ 汚物処理施設の周辺で、汚物及び汚水が飛散するおそれがある地面は、耐水性の材料で覆われ、かつ、汚水貯留槽又は汚水浄化装置に通ずる排水溝が設けられていること。
- カ 解体室から汚水貯留槽又は汚水浄化装置に通ずる排水溝が設けられていること。
- キ 排水溝は、耐水性の材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。
- ク 犬、猫等の侵入を防ぐ障壁が設けられていること。
- (2) 死亡獣畜の埋却を行う場合
 - ア 埋却場であることを明示する立札等が設けられていること。
 - イ 埋却場の区域を明示する障壁等の設備が設けられていること。
 - ウ 埋却する穴は、死亡獣畜を入れてもなお地表まで1メートル以上の余地を残す深さとすること。
- (3) 死亡獣畜の焼却を行う場合
 - ア 完全に燃焼させることができる焼却炉が設けられていること。
 - イ 燃焼により発する臭気を処理できる装置が設けられていること。

別表第3(第4条関係)

(平14条例75・一部改正)

製造又は貯蔵の施設の構造設備の基準

- (1) 製造の施設は、原料貯蔵室及び製造室を有すること。
- (2) 貯蔵の施設は、原料貯蔵室を有すること。
- (3) 原料貯蔵室及び製造室は、次の要件を備えること。
 - ア 床は、耐水性の材料で造られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
 - イ 内壁は、床面から1.2メートル以上の高さまで耐水性の材料で造られていること。
 - ウ 自然光線を十分に取り入れる構造であること。ただし、やむを得ない場合は、100ルクス以上の照明設備が設けられていること。
 - エ 洗浄用水及び熱湯を十分に供給できる給水設備及び給湯設備が設けられていること。
 - オ 臭気を処理できる装置が設けられていること。
 - カ ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。
- (4) 汚物保管設備及び汚水貯留槽又は汚水浄化装置(以下この表において「汚物処理施設」という。)を有すること。
- (5) 汚物保管設備及び汚水貯留槽は、耐水性の材料で造られ、かつ、密閉することができる構造であること。
- (6) 汚物処理施設の周辺で、汚物及び汚水が飛散するおそれがある地面は、耐水性の材料で覆われ、かつ、汚水貯留槽又は汚水浄化装置に通ずる排水溝が設けられていること。
- (7) 原料貯蔵室及び製造室から汚水貯留槽又は汚水浄化装置に通ずる排水溝が設けられていること。
- (8) 排水溝は、耐水性の材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。
- (9) 犬、猫等の侵入を防ぐ障壁が設けられていること。

別表第4(第7条関係)

(平14条例75・一部改正)

動物の飼養又は収容のための施設の構造設備の基準

- (1) 牛、馬、豚、めん羊、山羊又は犬の飼養又は収容のための施設(以下「畜舎」という。)の場合
 - ア 床は、耐水性の材料で造られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
 - イ 内壁は、飼養又は収容する動物の種類に応じ、適当な高さまで清掃がしやすい材料で造られていること。
 - ウ 内部は、清掃がしやすい適当な広さと高さを有すること。
 - エ 床の周辺で、汚物又は汚水が飛散するおそれがある地面は、耐水性の材料で覆われ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
 - オ 洗浄用水を十分に供給できる給水設備が設けられていること。
 - カ 汚物保管設備及び汚水貯留槽又は汚水浄化装置(以下この表において「汚物処理施設」という。)を有すること。

- キ 汚物保管設備及び汚水貯留槽は、耐水性の材料で造られ、かつ、密閉することができる構造であること。
 - ク 畜舎から汚水貯留槽又は汚水浄化装置に通ずる排水溝が設けられていること。
 - ケ 排水溝は、耐水性の材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。
 - コ 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる畜舎で、調理に際して著しい臭気を発するものにあつては、次の要件を備える飼料取扱室を有すること。
 - (ア) 床は、耐水性の材料で造られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
 - (イ) 臭気を処理できる装置が設けられていること。
 - (ウ) 洗浄用水を十分に供給できる給水設備が設けられていること。
 - (エ) 飼料の取扱量に応じた適当な大きさのふた付容器が備えられていること。
- (2) 鶏又はあひるの飼養又は収容のための施設(以下「家禽舎」という。)の場合
- ア 内部は、清掃しやすい適当な広さと高さを有すること。
 - イ 洗浄用水を十分に供給できる給水設備が設けられていること。
 - ウ 鶏の家禽舎の床は、砂浴場の部分を除き、清掃しやすく、かつ、採ふんに便利な構造であること。
 - エ あひるの家禽舎の床は、耐水性の材料で造られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
 - オ 鶏の家禽舎にあつては汚物保管設備を、あひるの家禽舎にあつては汚物処理施設を有すること。
 - カ 汚物保管設備及び汚水貯留槽は、耐水性の材料で造られ、かつ、密閉することができる構造であること。
 - キ あひるの家禽舎から汚水貯留槽又は汚水浄化装置に通ずる排水溝が設けられていること。
 - ク 排水溝は、耐水性の材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。
 - ケ 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる家禽舎で、調理に際して著しい臭気を発するものにあつては、次の要件を備える飼料取扱室を有すること。
 - (ア) 床は、耐水性の材料で造られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
 - (イ) 臭気を処理できる装置が設けられていること。
 - (ウ) 洗浄用水を十分に供給できる給水設備が設けられていること。
 - (エ) 飼料の取扱量に応じた適当な大きさのふた付容器が備えられていること。